

## 助成の取り消し、助成金の返還に関するご連絡

弊財団助成に関し、助成対象件名又は助成対象者の皆さま（助成金の支払先の皆さまを含みます）が下記に該当する場合、弊財団は、当該助成対象を取り消し、既に支払った助成金の返還を求めることができますものとし、ご承知置きくださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 助成を取り消す場合

##### 【共通】

- (1) 助成対象者の所属が、大学院、大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附属研究所、大学共同利用機関以外の組織、機関に変わった場合。
- (2) 助成対象である研究、行事等（以下、「助成対象件名」という。）の実施（助成金の支出を含む）にあたり、法律又は公序良俗に反する言動等があった場合。
- (3) 申込み内容（申込み後に弊財団事務局の承認を得て変更した場合は変更後の内容を含む）、又は弊財団への報告内容に重大な虚偽があった場合。
- (4) 弊財団が助成事業を実施又は管理する上で必要と判断する事項について、社会通念上相当な期限を設けて行った依頼事項や質問に対し、誠意ある対応や回答等を行わない場合。

##### 【研究助成】

- (1) 研究期間の開始後、研究期間の4分の1が経過した時点においても、助成対象研究が開始されない場合（弊財団が助成金の支払いをできない場合を含みます）。
- (2) 助成対象者の責に帰すべき事由により助成対象研究を継続、完了できなくなった場合。

##### 【国際交流活動助成（渡航）】

- (1) 助成対象者の発表論文等が不採択になる等、対象の国際会議等での発表等ができなくなった場合。
- (2) 対象の国際会議等が中止になった場合、又は実施期日が応募要領に記載する時期以降に延期となった場合。

##### 【国際交流活動助成（招聘）】

- (1) 招聘対象者が対象の国際会議等での発表や講演等ができなくなった場合、又は対象の国際会議等に出席しなくなった場合。
- (2) 対象の国際会議等を開催できなくなった場合、または実施期日を応募要領に記載する時期以降に延期することになった場合。

**【研究成果の出版助成】**

- (1) 助成対象者の論文等が不採択になる等、対象の内外学術雑誌への掲載等ができなくなった場合。
- (2) 対象の内外学術雑誌の出版等が中止となった場合、又は出版期日が応募要領に記載する時期以降に延期となった場合。

**【研究発表会等の開催助成】**

- (1) 助成対象者の責に帰すべき事由により対象の研究発表会等を申込み内容（申込み後に弊財団事務局の承認を得て変更した場合は変更後の内容）通りに実施できなくなった場合。
- (2) 対象の研究発表会等を開催できなくなった場合、または実施期日を応募要領に記載する時期以降に延期することになった場合。

2. 既に支払った助成金の返還を求める場合

- (1) 助成金の支出先又は内容等が適切でなかった場合。
- (2) 助成対象件の内容を、申込み内容（申込み後に弊財団事務局の承認を得て変更した場合は変更後の内容）から、弊財団事務局の承認を得ることなく、大きく変更した場合。
- (3) 助成対象件名を、弊財団事務局の承認を得ることなく、途中で中止又は未完了のまま放置した場合。
- (4) 助成対象件の結果報告（会計報告を含む）を、弊財団事務局の承認を得ることなく、予め弊財団が助成対象者に期限を連絡した場合はその期限までに、又は弊財団が期限を連絡していない場合は当該活動の終了後3ヶ月以内に、提出しない場合。
- (5) 実施後の会計報告において、助成金額以上の支出証憑を提出しない場合。
- (6) 前項「1, 助成対象を取り消す場合」の各号に該当する場合。

**【本件に関するお問合せ先】**

公益財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団

TEL : (06) 7506-9068、FAX : (06) 7506-9069、e-mail : [info@krf.or.jp](mailto:info@krf.or.jp)